

意見募集要領

1 意見募集対象

電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金
供与対策に関するガイドライン（案）

2 意見募集の趣旨・目的・背景

我が国政府は、令和3年8月に FATF（※）第4次対日相互審査報告書が公表されたこと
を契機として、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」
を策定しています。総務省は、この行動計画を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資
金供与対策の実効的な体制整備の取組を促進することを目的として、「電話受付代行業及び
電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイ
ドライン（案）」を作成しました。

今般、本案について、令和4年2月23日（水）から令和4年3月25日（金）までの間、
広く意見を募集します。

（※）FATF とは「Financial Action Task Force(金融活動作業部会)」のことであり、マネ
ー・ローンダリング、テロ資金供与対策における国際協力を推進する政府間会合。37 の
国・地域及び2国際機関が参加している。

3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の「パブリック
コメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道発表」欄に掲
載するとともに、連絡先窓口において配布します。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合
は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メ
ールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は
団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番
号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1） e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)の方法により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : hanshu.stcpd_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@（半角）に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ディスクの種類 : CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW
- ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合せください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号 : 03-5253-5868

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 宛て

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和4年2月23日（水）から令和4年3月25日（金）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・ 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・ 提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課にて、配布又は閲覧に供します。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつてはその名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ 提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

担当：笹本課長補佐、近藤係長、松村官

電話：03-5253-5487

FAX：03-5253-5868

電子メールアドレス：hanshu.stcpd_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
消費者行政第二課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

| 該当箇所 | 御意見 |
|------|-----|
| | |